

職務発明規定改正の留意点

日時

2019年12月6日(金)
13:30~16:40(開場13:00)

職務発明規定の作成、運用、変更の実務に携わっている方必聴!

先般、職務発明について規定する特許法35条が改正されたことにより、職務発明制度が発明及びその事業化を促進するためのインセンティブ付けを目的とするものであることが明確となりました。

そこで、発明者の権利の内容を「発明及びその事業化を促進するためのインセンティブ付け」として効率的なものか否かという観点から、職務発明規程を改訂し、実績補償方式を一括払い方式に変更しようとする動きが急速に現実化してきております。

本研修会においては、実績補償方式を一括払い方式に変更しつつも、旧規程と新規程の併存を回避する途を示すとともに、職務発明に関する特許を受ける権利を企業に原始帰属化することに伴う問題について検討した上で、変更手続の合理性を確保するための留意点について、実例を紹介しつつ集中的な検討を行います。

また、退職者・出向者の取扱い等特別な問題についても実務的に妥当な解決策を提示します。

加えて、職務発明規程のチェックポイントに触れるとともに、改正法を踏まえた職務発明規程案についても検討します。

是非、この機会に多数ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日本弁理士会会員の皆様へ

(一財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。
この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。
この研修を修了し、所定の申請をすると、3単位が認められる予定です。

講師: TH弁護士法人 弁護士・弁理士・職務発明コンサルタント **高橋 淳 氏**

参加料:各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース・ 経済産業公報 購読者	一 般
5,000円	7,000円	10,000円	15,000円

場 所:

CONFERENCE BRANCH 銀座 E 会議室
東京都中央区銀座3丁目7-3銀座オーミビル 4階
(東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線銀座駅下車
A12番出口より徒歩約3分)

主 催:一般財団法人 経済産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル
電話 03-3535-4881 <http://www.chosakai.or.jp/>

職務発明規定改正の留意点 プログラム

- 1 実績補償方式の問題点
- 2 マトリックス方式プラス表彰方式の優位性及び事例紹介
- 3 一括払い方式プラス表彰方式の優位性及び事例紹介
- 4 ダブルトラック回避方法の理論的根拠及び事例紹介
- 5 変更手続きの留意点及びスケジュール紹介
6. 職務発明規程のチェックポイント

～質疑応答～

 @chosakai_info セミナー・刊行物等の情報を発信中。	最新のセミナー情報がご覧になれます 経済産業調査会 セミナー	検索 	
---	-----------------------------------	--	---

「職務発明規定改正の留意点」参加申込書 (2019.12.6開催)

ご所属名・部課名		電話
		FAX
ご住所 〒		
参加者 ※メールアドレスは必ず明記ください。		
お名前	E-mail	

お名前	E-mail	

お名前	E-mail	
備考欄		
申込先	FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp	一般財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-8-9 電話 03-3535-4881

◎お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用させていただきます。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。

◎参加をキャンセルされる場合は、研修会開催日の前々日(土日祝祭日は除く)の17:00までに、必ずメールにてご連絡ください。期限内にキャンセルのご連絡がなく、当日、欠席された場合は、テキストを送付の上、参加料を全額請求させていただきます。なお、代理出席は可能です。